町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年(2023年)2月21日

提出者 町田市長職務代理者 町田市副市長 榎 本 悦 次

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 の一部を改正する条例

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年10月町田市条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

第4条 略

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる 特定教育・保育施設の区分に応じ、それぞれ 当該各号に定める小学校就学前子どもの区分 ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ど もの区分にあっては、満1歳に満たない小学 校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学 前子どもに区分して定めるものとする。
- (1) 認定こども園 法<u>第19条各号</u>に掲げる 小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学 校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学 校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲 げる小学校就学前子どもの区分

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の

第4条 略

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる 特定教育・保育施設の区分に応じ、それぞれ 当該各号に定める小学校就学前子どもの区分 ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学 前子どもの区分にあっては、満1歳に満たな い小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学 校就学前子どもに区分して定めるものとす る。
- (1) 認定こども園 法<u>第19条第1項各号</u>に 掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3)保育所 法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3</u> 号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置

教育・保育に関する理念、基本方針等に基づ く選考その他公正な方法により選考しなけれ ばならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法<u>第19条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの総数が、当該特定教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 • 5 略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による

者の教育・保育に関する理念、基本方針等に 基づく選考その他公正な方法により選考しな ければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 • 5 略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、 法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による

通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法<u>第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 略

2 · 3 略

- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
- (1) (2) 略
- (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。) に要する費用
 - ア 次に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、当該満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者及びそれらと同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ次に定める金額未満であるものに対する副食の提供
 - (ア) 法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就 学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子ども 77,101円
 - (イ) 法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就 学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子ども(特定満3歳以上保育認定 子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第 6号に規定する特定教育・保育給付認 定保護者にあっては、77,101円)
 - イ 負担額算定基準子ども又は小学校第3 学年修了前子ども(小学校、義務教育学 校の前期課程又は特別支援学校の小学部 の第1学年から第3学年までに在籍する

通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法<u>第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 略

2 • 3 略

- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
- (1) (2) 略
- (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。) に要する費用
 - ア 次に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、当該満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者及びそれらと同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ次に定める金額未満であるものに対する副食の提供
 - (ア) 法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円
 - (イ) 法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)
 - イ 負担額算定基準子ども又は小学校第3 学年修了前子ども(小学校、義務教育学 校の前期課程又は特別支援学校の小学部 の第1学年から第3学年までに在籍する

子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合において、次に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、それぞれ次に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

- (ア) 法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就 学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子ども 負担額算定基準子ども 又は小学校第3学年修了前子ども(そ のうち最年長者及び2番目の年長者 である者を除く。)である者
- (イ) 法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就 学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子ども 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び2番目の年 長者である者を除く。) である者

ウ略

(4) • (5) 略

5 · 6 略

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に 掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定めるものに基づき、小学校就学前子ど もの心身の状況等に応じて、特定教育・保育 の提供を適切に行わなければならない。
- (1) (2) 略
- (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)<u>第25条第1項</u>の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。)

(4) 略

2 略

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる 施設の運営についての重要事項に関する規程 (第23条において「運営規程」という。) を定めておかなければならない。 子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合において、次に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、それぞれ次に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

- (ア) 法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) である者
- (イ) 法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ略

(4) • (5) 略

5 · 6 略

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に 掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定めるものに基づき、小学校就学前子ど もの心身の状況等に応じて、特定教育・保育 の提供を適切に行わなければならない。
- (1) (2) 略
- (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号) 第25条の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。)

(4) 略

2 略

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる 施設の運営についての重要事項に関する規程 (第23条において「運営規程」という。) を定めておかなければならない。

- $(1) \sim (3)$ 略
- (4)特定教育・保育の提供を行う日(法<u>第1</u> <u>9条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの 区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において 同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の 提供を行わない日
- (5) ~ (11) 略

第26条 削除

(特別利用保育の基準)

- 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。 以下この条において同じ。)が法<u>第19条第</u> 1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保 育を提供する場合には、法第34条第1項第 3号に規定する基準を遵守しなければならな い。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により 特別利用保育を提供する場合には、当該特別 利用保育に係る法<u>第19条第1号</u>に掲げる小 学校就学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現 に利用している<u>同条第2号</u>に掲げる小学校就 学前子どもに該当する教育・保育給付認定子 どもの総数が、第4条第2項第3号の規定に より定められた法<u>第19条第2号</u>に掲げる小 学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超 えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教

- $(1) \sim (3)$ 略
- (4)特定教育・保育の提供を行う日(法<u>第1</u>9条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日
- (5) ~ (11) 略

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(特別利用保育の基準)

- 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。 以下この条において同じ。)が法<u>第19条第 1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子どもに対し特別 利用保育を提供する場合には、法第34条第 1項第3号に規定する基準を遵守しなければ ならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により 特別利用保育を提供する場合には、当該特別 利用保育に係る法<u>第19条第1項第1号</u>に掲 げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施 設を現に利用している<u>同項第2号</u>に掲げる小 学校就学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の 規定により定められた法<u>第19条第1項第2</u> 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定 員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教

育・保育には特別利用保育を含むものとして、 前節(第6条第3項及び第7条第2項を除 く。)の規定を適用する。この場合において、 第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」 とあるのは「特別利用保育を提供している施 設」と、「利用している同号」とあるのは「利 用している同号又は同条第2号」と、第13 条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる」 とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総 理大臣が定める基準により算定した費用の」 と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保 育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育 給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を 除く。) 」と、同号イ(イ)中「教育・保育 給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給 付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含 む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。 以下この条において同じ。)が法<u>第19条第</u> 2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用 教育を提供する場合には、法第34条第1項 第2号に規定する基準を遵守しなければなら ない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により 特別利用教育を提供する場合には、当該特別 利用教育に係る法<u>第19条第2号</u>に掲げる小 学校就学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現 に利用している<u>同条第1号</u>に掲げる小学校就 学前子どもに該当する教育・保育給付認定子 どもの総数が、第4条第2項第2号の規定に より定められた法<u>第19条第1号</u>に掲げる小 学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超 えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除

育・保育には特別利用保育を含むものとして、 前節(第6条第3項及び第7条第2項を除 く。)の規定を適用する。この場合において、 第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」 とあるのは「特別利用保育を提供している施 設」と、「利用している同号」とあるのは「利 用している同号又は同項第2号」と、第13 条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる」 とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総 理大臣が定める基準により算定した費用の」 と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保 育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育 給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を 除く。) 」と、同号イ(イ)中「教育・保育 給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給 付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含 む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。 以下この条において同じ。)が法<u>第19条第</u> <u>1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子どもに対し、特 別利用教育を提供する場合には、法第34条 第1項第2号に規定する基準を遵守しなけれ ばならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により 特別利用教育を提供する場合には、当該特別 利用教育に係る法<u>第19条第1項第2号</u>に掲 げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施 設を現に利用している<u>同項第1号</u>に掲げる小 学校就学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の 規定により定められた法<u>第19条第1項第1</u> 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定 員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除

く。)の規定を適用する。この場合において、 第6条第2項中「第19条第1号」とあるの は「第19条第2号」と、「利用している同 号」とあるのは「利用している同条第1号又 は第2号」と、「特定教育・保育施設の同号」 とあるのは「特定教育・保育施設の同条第1 号」と、第13条第2項中「第27条第3項 第1号に掲げる」とあるのは「第28条第2 項第3号の内閣総理大臣が定める基準により 算定した費用の」と、同条第4項第3号イ(ア) 中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは 「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育 を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中 「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教 育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受 ける者を除く。)」とする。

第37条 略

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育 の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る 特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特 定地域型保育事業所」という。)ごとに、法 第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども に係る利用定員(事業所内保育事業を行う事 業所にあっては、家庭的保育事業等の設備及 び運営に関する基準第42条の規定を踏ま え、その雇用する労働者の監護する小学校就 学前子どもを保育するため当該事業所内保育 事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る 当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育 事業が、事業主団体に係るものにあっては事 業主団体の構成員である事業主の雇用する労 働者の監護する小学校就学前子どもとし、共 済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第 1号ハに規定する共済組合等をいう。) に係 るものにあっては共済組合等の構成員(同号 ハに規定する共済組合等の構成員をいう。) の監護する小学校就学前子どもとする。)及 びその他の小学校就学前子どもごとに定める 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ど もに係る利用定員とする。) を、満1歳に満

く。)の規定を適用する。この場合において、 第6条第2項中「第19条第1項第1号」と あるのは「第19条第1項第2号」と、「利 用している同号」とあるのは「利用している 同項第1号又は第2号」と、「特定教育・保 育施設の同号」とあるのは「特定教育・保育 施設の同項第1号」と、第13条第2項中「第 27条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第 28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める 基準により算定した費用の」と、同条第4項 第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ど も」とあるのは「教育・保育給付認定子ども (特別利用教育を受ける者を含む。)」と、 同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」 とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特 別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第37条 略

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育 の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る 特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特 定地域型保育事業所」という。)ごとに、法 第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前 子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を 行う事業所にあっては、家庭的保育事業等の 設備及び運営に関する基準第42条の規定を 踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学 校就学前子どもを保育するため当該事業所内 保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に 係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内 保育事業が、事業主団体に係るものにあって は事業主団体の構成員である事業主の雇用す る労働者の監護する小学校就学前子どもと し、共済組合等(児童福祉法第6条の3第1 2項第1号ハに規定する共済組合等をいう。) に係るものにあっては共済組合等の構成員 (同号ハに規定する共済組合等の構成員をい う。)の監護する小学校就学前子どもとする。) 及びその他の小学校就学前子どもごとに定め る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就 学前子どもに係る利用定員とする。) を、満 たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法<u>第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節及び次節において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 • 4 略

(特別利用地域型保育の基準)

- 第51条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条</u> <u>第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用 地域型保育を提供する場合には、法第46条 第1項に規定する地域型保育事業の認可基準 を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳 以上の小学校就学前子どもに区分して定める ものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子どもを除く。以下この節及び次節において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 • 4 略

(特別利用地域型保育の基準)

- 第51条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条</u> <u>第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子どもに対し特 別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46条第1項に規定する地域型保育事業の認 可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えない

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定に より特別利用地域型保育を提供する場合に は、特定地域型保育には特別利用地域型保育 を含むものとして、この章(第40条第2項 を除き、前条において準用する第8条から第 14条まで(第10条及び第13条を除く。)、 第17条から第19条まで及び第23条から 第33条までを含む。次条第3項において同 じ。)の規定を適用する。この場合において、 第39条第2項中「第19条第3号」とある のは「第19条第1号」と、「満3歳未満保 育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子ど もを除く。以下この節及び次節において同 じ。)」とあるのは「同号又は同条第3号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・ 保育給付認定子ども(第52条第1項の規定 により特定利用地域型保育を提供する場合に あっては、当該特定利用地域型保育の対象と なる法第19条第2号に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教育・保育給付認定子ども を含む。)」と、「同号」とあるのは「同条 第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、 保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案 し、保育を受ける必要性が高いと認められる 満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用で きるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受 けた順序により決定する方法、当該特定地域 型保育事業者の保育に関する理念、基本方針 等に基づく選考その他公正な方法により」と、 第43条第1項中「から当該」とあるのは「(特 別利用地域型保育の対象となる法第19条第 1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育 給付認定保護者を除く。)から当該」と、同 条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」 とあるのは「第30条第2項第2号の内閣総 理大臣が定める基準により算定した費用の」 と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前 項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは ものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定に より特別利用地域型保育を提供する場合に は、特定地域型保育には特別利用地域型保育 を含むものとして、この章(第40条第2項 を除き、前条において準用する第8条から第 14条まで(第10条及び第13条を除く。)、 第17条から第19条まで及び第23条から 第33条までを含む。次条第3項において同 じ。)の規定を適用する。この場合において、 第39条第2項中「第19条第1項第3号」 とあるのは「第19条第1項第1号」と、「満 3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保 育認定子どもを除く。以下この節及び次節に おいて同じ。)」とあるのは「同号又は同項 第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当す る教育・保育給付認定子ども(第52条第1 項の規定により特定利用地域型保育を提供す る場合にあっては、当該特定利用地域型保育 の対象となる法第19条第1項第2号に掲げ る小学校就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保 育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び 家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性 が高いと認められる満3歳未満保育認定子ど もが優先的に利用できるよう、」とあるのは 「抽選、申込みを受けた順序により決定する 方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関 する理念、基本方針等に基づく選考その他公 正な方法により」と、第43条第1項中「か ら当該」とあるのは「(特別利用地域型保育 の対象となる法第19条第1項第1号に掲げ る小学校就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保 護者を除く。)から当該」と、同条第2項中 「第29条第3項第1号に掲げる」とあるの は「第30条第2項第2号の内閣総理大臣が 定める基準により算定した費用の」と、同条 第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、 同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」 「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

- 第52条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条</u> 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用 地域型保育を提供する場合には、法第46条 第1項に規定する地域型保育事業の認可基準 を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「から当該」とあるのは「(特定利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第4項中

と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用 及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又 はイに掲げるものを除く。)に要する費用」 と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前 3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

- 第52条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条</u> 第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子どもに対し特 定利用地域型保育を提供する場合には、法第 46条第1項に規定する地域型保育事業の認 可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「から当該」とあるのは「(特定利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第4項

「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び 食事の提供(特定利用地域型保育の対象とな る特定満3歳以上保育認定子どもに対するも の及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条 第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定 子どもをいう。)に係る第13条第4項第3 号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する 費用」とする。 中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。